

東京都本部代議員選挙の公示

公益社団法人不動産保証協会東京都本部（以下「当本部」といいます。）における代議員選挙の実施について、次のとおり公示します。

1. 各選挙区への割当数

支 部	割当代議員数
千代田支部	18名
中央支部	16名
城東第一支部	8名
江戸川支部	5名
城東第二支部	12名
港 支 部	26名
世田谷支部	10名
城南支部	19名
新宿支部	23名
渋谷支部	23名
中野・杉並支部	11名
豊島・文京支部	16名
城北支部	8名
練馬支部	6名
多摩北支部	8名
多摩中央支部	5名
多摩東支部	6名
多摩西支部	4名
多摩南支部	6名
町田支部	4名
合 計	234名

2. 任期

令和9年度に実際される東京都本部代議員選挙が終了する時まで。

3. 立候補の受付期間

令和7年3月24日（月）～令和7年3月31日（月）まで。

※届出期限後の消印で配達された場合は、あるいは届出期限後に持参又は電磁的記録を添付した電子メールにより送信された場合は、受け付けることができませんのでご注意ください。

4. 立候補の届出先

- ①当委員会に届け出ていただきます。
- ②当委員会の所在地又は、東京都本部代議員選挙管理委員会が指定した電磁的方法による立候補の届出先メールアドレスは、以下のとおりです。

所在地	〒102-0093 東京都千代田区平河町1-8-13 全日東京会館3階 公益社団法人 不動産保証協会東京都本部
電磁的方法 での届出	東京都本部代議員選挙管理委員会が指定したメールアドレス tohonbu@tokyo.zennichi.or.jp

5. 資格要件

令和7年3月1日現在において本会の正会員（当該正会員が法人である場合には宅地建物取引業法第6条の免許証に記載された代表者）であること。但し、次のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 令和6年度までの会費を完納していないとき。
- (2) 宅地建物取引業法に基づく行政処分を受けた日から5年を経過しないとき。
- (3) 本会から注意、戒告、会員資格の一時停止又は退会勧告を受けた日から5年を経過しないとき。
- (4) 宅地建物取引業法第64条の9の規定により本会に納付した弁済業務保証金分担金の返還請求権に対する債権差押え（仮差押えを除く。）があるとき。
- (5) 令和6年度に実施された宅地建物取引業法第64条の6に規定する宅地建物取引業に関する研修を終了していないとき。

6. 立候補の方法

- (1) 東京都本部代議員に立候補される方は、所定の「東京都本部代議員立候補届出書」に必要事項を記載し、所定の「推薦状」（当支部に所属する正会員2名以上の推薦が必要となります。）を添付して、持参又は郵送、あるいは電磁的記録を添付した電子メールにより送信してください。

所定の届出様式については、当本部のホームページ（アドレスは以下のとおりです。）よりダウンロードしてください。

<https://tokyo.zennichi.or.jp/>

- (2) なお、本会代議員（本会の社員）に立候補される方は、東京都本部代議員として選出された日から5日以内に、所定の「代議員立候補届出書」を当本部まで届け出ることが必要となりますので、ご注意ください。（持参又は簡易書留にて郵送、あるいは電磁的記録を添付した電子メールにより送信してください。）
- (3) 届出期限後の消印で配達された場合、あるいは届出期限後に持参又は電磁的記録を添付した電子メールにより送信された場合は、受け付けることができませんのでご注意ください。

7. 立候補者の資格審査等

提出のあった立候補者の資格審査等は厳正に行います。万一、事務的な書類不備が発見された場合は、本人宛に通知し補正を求めることがあります。

また、資格審査の結果、立候補者が被選挙権を有していないと判断した場合は、理由を示して通知します。

8. その他

- (1) 東京都本部代議員選挙及び本会代議員選挙に関し、本職は、透明性、公平性及び公正性の確保を図る観点から必要な職務運営を行う場合があります。
- (2) 代議員立候補等に関する電話でのお問い合わせは、聞き間違い等の事故を避けるためご遠慮いただくようお願いいたします。

以上

令和7年3月24日

公益社団法人 不動産保証協会東京都本部

代議員選挙管理委員会

委員長 本多健幸